

第3次那須塩原市総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル

令和8年7月7日

No.	実施要領、仕様書等の該当箇所	質疑事項	回答
1	実施要領 6 契約の締結／仕様書 5 業務内容／仕様書 8 成果品の提出	本業務は、専門的知見に基づく助言・伴走支援を行いつつ、成果品の提出も求められるものと理解しています。契約形態は、成果完成型準委任契約を想定していると拝察いたしますが、相違ないでしょうか。異なる場合は、想定される契約形態および受託者の責任範囲についてご教示いただけますと幸いです。	お見込みのとおり、成果完成型準委任契約となります。
2	仕様書 5(3) 自走化のための仕組みづくり	ツールの実装方法として、ExcelやGoogleスプレッドシート等の活用を想定しております。市の利用環境や、マクロ・Apps Script等の利用制限をご教示ください。	ExcelマクロとGoogle Apps Scriptの利用制限はありません。 なお、例示のアプリケーションであれば、本市は主にGWSの環境を利用していることからGoogle Apps Scriptの活用を前提に検討をお願いいたします。 もちろん、Excelマクロでも問題ありません。
3	仕様書 11 その他	成果品の権利は市に帰属するものと認識しております。一方で、受託者が従前から保有する汎用テンプレートやノウハウの権利扱いをご教示ください。	受託者が従前から保有する汎用テンプレートやノウハウの既得権については、受託者に帰属するものと解します。 ただし、成果品に基づいて本市が計画策定や政策形成を行う際に、当該テンプレートやノウハウを利用する必要がある場合は、業務委託終了後についても本市に対して利用の許諾をしていただきます。
4	実施要領 5(2) 2次審査	プレゼンテーションにおいては、企画提案書の内容を再構成することが可能であるとの認識でよろしいでしょうか。プレゼン用資料、動画、プロトタイプ等の使用可否をご教示ください。	提案内容が企画提案書から逸脱しなければ、企画提案書とプレゼン用資料の内容が変わることは問題ありません。動画、プロトタイプ等の使用も可能です。
5	仕様書 9 支払条件	複数年度にわたる業務であるため、年度ごとの支払時期について確認させてください。部分払又は精算払の時期及び条件をご教示ください。	令和8年度は令和9年3月31日時点で、報告書を提出し、検査に合格した後の請求書提出を経ることから令和9年4月中の支払いを想定しています。 令和9年度は令和10年1月31日の業務完了時点で報告書を提出し、検査に合格した後の請求書提出を経ることから令和10年2月～3月の支払いを想定しています。

第3次那須塩原市総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル

令和8年7月7日

No.	実施要領、仕様書等の該当箇所	質疑事項	回答
6	仕様書 5／8	市が別途調達する発信業務の受託者との連携について、費用分担および役割・責任の分界点をご教示ください。計画本冊のデザイン・ビジュアルは、発信業務受託者様の担当範囲との認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおり、計画本冊のデザイン・ビジュアルは発信業務委託受託者の担当範囲です。 また、業務期間中の打合せ等の発信も発信業務委託受託者の担当範囲ですが、審議会の議事録作成等は支援業務委託受託者の担当範囲です。
7	仕様書 5(2)	庁内定例会（月1回程度・年約12回）および那須塩原市総合計画審議会（年3回）は「原則現地参加」とありますが、オンライン参加が認められる回・条件がございましたらご教示ください。	調査設計、調査結果取りまとめ、課題抽出等の専門的知見が必要な回については現地参加を必須とします。 それ以外は状況に応じてオンライン参加も可としますが、市の議論を補助するという趣旨を逸脱しないように留意してください。 審議会については、会議の録音等は市が実施します。議事録の作成に支障がなければオンライン参加も可とします。
8	実施要領 1(4)	提案上限額は令和8年度・令和9年度で年度別に定められていますが、業務の進捗状況に応じた年度間の予算配分の調整は可能でしょうか。	原則認められません。 ただし、契約締結時において全体の提案額の1割以内での調整は可とします。プロポーザルの提案時に前述の調整を反映する場合はそのことが分かるように注記してください。
9	実施要領 4(3)	企画提案書について、ページ数の上限はございますでしょうか。	上限はありませんが、最大で50頁程度を想定しています。
10	実施要領 4(3)②カ／評価基準 No.11	見積書及び内訳書について、内訳の記載粒度に指定がございましたらご教示ください。	特にありませんが、仕様書の項目毎に工数を記載いただく形を想定しています。

第3次那須塩原市総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル

令和8年7月7日

No.	実施要領、仕様書等の該当箇所	質疑事項	回答
11	5 業務内容 (3) 自走化のための仕組みづくり（令和8年度末～令和9年度）	「自走化」の対象は（2）計画策定プロセスの品質担保に記載されている「価値創造事業の選別」および「事業評価」でよいでしょうか。他に想定されている自走化の活動があればご教示ください。	「自走化」の対象は、「市民のインサイトの発掘・分析」、「基本構想と市民のインサイトに基づく価値創造事業の策定」、「投資判断」、「事業評価」を想定しています。